

古 伝 承 雑 考

— 伊都都比古の話 —

波 多 野 皖 三

(一)

宗像三女神についての記紀に記された諸伝を比較して、それぞれの所伝のよって来る背景を推論したとき、書紀に引用される一書の三つの所伝はことごとく沖津宮に市杵島姫を祠り、記紀本文の田心姫を祠るとするのと異っている。恐らくこの違いは筑紫での古伝と大和政権下における考え方の違いによるものであらうと考えられる。また書紀一書の三つの所伝を較べてみると、中津宮、辺津宮の祭神に異同があり、一書の一と三が中津宮に湍津姫を祠るとしているのは書紀本文と全じて、これは筑紫宗像一族のうちで早く大和地方に居を移したものの伝る所伝であらう。

また市杵島姫の神名が玄海灘の真中に屹立する沖島に寄せた古代海人族の畏敬の念に発した巖島の転化した神名ではないかとし、この神が沖ノ島（沖津宮）、大島（中津宮）、浜宮（辺津宮）と鎮座の地が異なる伝承をもつことは、この神の時代の移り変わると共にその地を変えて行ったことを示すのではないかと考えた。すなわちその沖島に鎮座とする所伝は筑紫海人の間に伝えた所伝で、これが出雲と交流し出雲神話に取り入れられた頃には中津宮に鎮座地が移り、この海人が大和政権の先導となって半島からの文化摂取に貢献する頃には、さらに市杵島姫を移して辺津宮に祠っていたと云う様に鎮座地の移動を解釈したのである。

所で旧事紀にもまた三女神に関する所伝がある。この旧事紀の所伝も記紀の所伝と大筋で異なるわけではないが、いろいろ問題がある。三女神の鎮

座地は古事記と一致しているが、神名の用字は書紀の用字と一致する。また誓約に使われた物根は記紀には「十握剣を三段に折り」とあるのに旧事紀では素神の「十握剣、九握剣、八握剣」の三つの剣が使用され、この点では書紀一書の一と三の所伝に符合するが、この二書では二神の間で物根は交換されないのに旧事紀では天神の玉と素神の三つの剣が交換されるのでその点は二書の何れとも一致しない。しかし一書の一が素神所生の五男神とあるのに、旧事紀の「天神の八坂瓊の五百箇御統玉をうけてさがみにかみ吹棄てる気吹の狭霧の中に化生した六男神云云」と云う所伝は、書紀一書三の「素神がその五百箇御統の瓊を含みて左掌におき右掌におき、左臂、右臂、左の足中、右の足中より六男神」を化生したとの所伝とくらべ、化生したのが六男神であるその数とその位置とが六神名のうち五神名までが一致し、ただ最後の右の足中に化生した神が一書の三では熊野忍踏命亦の名熊野忍隅命とあるのに、旧事紀では熊野櫛樟日命となって一致をみない。なお又一書の三ではその後「即ち日神所生の三神をもって葦原中国の宇佐嶋に降居まさしむ。今海北道中にます。號けて道主貴と申す。此れ筑紫水沼君等が祭る神是れなり」とあるのが、旧事紀では、

「素盞鳴尊に授けて則ち葦原中国に降居さし也、宜筑紫国宇佐嶋に降居べし。北海道中に在り、號けて道主貴と曰う。因て之に教て曰く、天孫を助け奉って天孫の為に祭をされよ。則宗像君の祭をされよ。則宗像君の祭る所の神なり。一云水沼君等の祭る神是なり」

となっている。云うまでもなく「奉助天孫所祭」と云う所伝は一書の一にあって一書の三にはない所伝であり、書紀の海北道中が国史大系所収の旧事紀（経済雑誌社）では上記のように北海道中となっている。

この様に見てくると旧事紀の所伝は書紀一書三の所伝を主軸に書紀本文や一書の一の所伝を参考にしながら作製されたのではないかと強く感じられ、この三女神に関する旧事紀の文章の成立を書紀成立のあとの時期ではなかろうかとの疑いがもたれる。旧事紀は一般に奈良期から平安初期の間

にその成立が説かれているが、同様のことをこの所伝の構成からも云えようである。

(二)

旧事本紀卷三の天神本紀に饒速日尊が天降った時、物部造等祖天津麻良、筑紫弦田物部等祖天津赤星など五部人、二田造ら五部造を伴領として、赤間物部、筑紫聞物部、筑紫贄田物部など天物部25部人が兵仗を帯び天降に供奉したと記されている。この所伝も恐らく書紀一書の瓊々杵尊の天降に中臣、忌部、猿女、鏡作、玉作の上祖たち五部神が随行したと云う所伝にならった所伝で後世の作文ではなかろうかと疑われる。筑紫聞物部は雄略紀18年の条にその名が見えるが、赤間物部や贄田物部の名は書紀にはなく、旧事紀に見るだけである。それでいて物部の地方分布について、歴史大辞典（河出）には

古代の大氏族で、4、5世紀以降大伴氏と共に大連となり政治の中樞に立つ、……一族はすこぶる多く居地と行事によって分れて180氏となったといわれ、現存史料によれば全国にその分布を確めることができる。と説明されている。たしかに書紀では神武紀に「櫛玉饒速日命此れ物部氏の遠祖」とあるのをはじめ崇神紀に「物部連祖伊香色雄」「物部氏遠祖大綜麻杵命の女伊香色謎命」垂仁紀25年に「物部連遠祖十千根」など物部遠祖の名がしきりに記されている。25年紀の「物部連遠祖十千根」は翌26年紀には「天皇物部十千年の大連に勅して出雲の神宝を校えしめらる」とあって遠祖の二字がなくなり以後の物部については祖とか遠祖の字は見られない。このように全一人物を一方で遠祖または祖と云い他方でそれをつけない例は仲哀紀にでてくる穴門直踐立をあげられる。はじめ天皇在世中香椎宮で「天皇の御船及び穴門直踐立の献れる水田を幣とせよ」と神の啓示があった物語では穴門直踐立とありながら、後に皇后の外征に従った筒男三神の荒魂を穴門山田邑に祭る物語で神主として登場する踐立は書紀には穴

門直の祖踐立と記されている。ふたつの物語で十千根や踐立が別人だとは思えないので何れかが誤りとしなければならないが、その原因が書紀編さん時の不注意によるものか、物語の伝わる間の錯誤によるものであろうか。もし後者とすればそのような錯乱が起るほどにその伝承の古さが考えられねばならないのだろうか。姓氏家系辞典では「これらの祖又は遠祖とあるのは物部氏が早く大和朝廷に帰順したため、書紀編さん時に追記されたのであろう」とされまた「物部は神別第一の大族で、その原住地は詳らかならざれども、予の研究範囲では、筑後平野と考えられ、高良社はその氏神と推考せられる。かつ古典の伝承の伝ふる所では神武東征前に饒速日命はその部族を率い、筑後川を遡り九州東海岸から、四国の北岸を経て畿内大和に移ったであろう」と物部の文献資料による分布から説明されている。

この物部一族の地方分布—例えば赤間物部、筑紫聞物部などを饒速日命の移動に随行しないでそれぞれの地に残留した物部族だと云う主張や前引の物部の故国が筑後平野であり、高良社がその氏神と推定される根拠に何かあるのだろうか。かつてそのことについて述べた私見を繰返してみると、次の二点に要約される。

- (1) 神武東征の伝承をもつ大和朝廷に景行紀や神功皇后紀などをみても筑紫を故国と見る感情が示されていない。にもかかわらず筑紫物部のみに大和物部との全族意識があると推定することは出来ない。
- (2) 物部の氏神かとされる両者の関係はその縁起によれば天武二年の高良神託以後のことで、それ以前に物部との関係を類推される資料はない。

全国に分布すると云われる物部族、特に西国での存在理由を叙上の見地からむしろ大和政権下で強力な地歩を占めた物部氏が、大和政権の支配が地方に拡散する過程で、物部氏が果たした役割に応じて地方に浸透して出来た分氏族の派生であると考え。だから雄略紀の聞物部にしても、旧事紀の赤間物部にしても、それぞれの地の物部を名乗ったとして始めからその

地において物部を名乗ったと云う根拠がなければ、ある時期にその地の原住者が何らかの物部との関係をもち、その傘下に編入されその名を用いるようになったか、またはその時期に新しく大和物部がそこに割り込んで来て、その名を立てたかの何れかであろう。ある時期とかその時は記紀で景行紀の九州巡幸とか仲哀紀の熊襲征代と語られている大和政権の九州支配が行われた時期を意味している。しかし、これらの物語をそれなりの歴史事実と考えている訳ではない。云うまでもなく長期間かかって度々繰返し行われたであろう大和朝廷の九州支配の全過程が、たまたまこの様な二つの物語にまとめあげられているに過ぎないと考える。だからこれらの物語の内容は随分検討されねばならない立場にある。

そう云う意味で景行記の物語の中の直入物部神や直入中臣神を考えてみよう。天皇が柏峽大野で土蜘蛛を滅せるならと言挙げして禱った神がこの直入の二神である。この神に直入の名が冠してあるので直入の地に古來祀ってあったことになり、大和の別流の物部を称したものが古來この地にあってこれを祀ったとも解される。こう云う見解に対して、物語には既に「直入県稱疑野に三の土蜘蛛あり」と県の文字が使用されている。従って若しこの県の成立を認めるなら、この土地に県が成立した時期が何時かをさきに推定してみなければならない。

一般に県の成立は国造制に先行し、その時期を3～5世紀の頃と推定されている。その時期にこの地に県が成立したことを示す文献資料は勿論ないから、考古学で云われる所を借用して推考してみると、「西日本を中心に県が分布し、それは西日本の前期古墳の分布と照合することが指摘され」（日本の考古学ⅣP.140）とか、九州地方の県を景行紀や仲哀紀の伝承（日本の考古学ⅣP.140）をもとにつくられて表として示し「この表からも5世紀に拡充された畿内型古墳の分布とかさなる結果をうることが出来る」（日本の考古学ⅣP.140）とされる。この畿内型古墳の分布とかさなることが問題とされるのは全型古墳の被葬者を大和国家につながる県主層であろうと推定され

るからで、こう云う考え方に対して「古墳被葬者たる首長はその地域の農業生産の指導者であり、司祭者で、かつ武力統率者であった。4世紀末ごろまでには、これらが一応相対的自立性をたもった」(全P.201~2)とされる立場もある。どちらかと云えば後者の立場を立てるものだが、さきの直入県について考えると、この地方に大和政権との関係が推定され得るのはいつ頃からであろう。

最も古い畿内型古墳の九州地方での出現は北九州沿岸地方で、4世紀前半をさかのぼらない時期で、周防灘に面し=豊前海岸の宇佐地方で赤塚古墳、京都郡で石塚山古墳があげられ、一時代おくれた5世紀代には豊後で大分市の亀甲山古墳や竹田市の七ツ森古墳その他が築造されたと云われる。こうした見地からみると北九州の古墳の被葬者一県主一は直入県などより一時代まえに出現したことになり、直入県は5世紀代にできたと説明されることになる。しかし考古学での説明は、今までの発掘や調査の資料に基いて行われるもので該当する古墳や資料がないからと云って可能性までを否定するものではあるまい。だから5世紀を遡って4世紀なり3世紀でもその県の成立を考えて差支えない訳ではあるが、その頃の大和政権の九州への関心が、どう云う意味をもっていたかでこのことは自らその時代を明白にすると思われる。書紀での景行紀は大和の九州全土の支配を、神功紀は大陸への進出を物語っている。書紀の立場で云えば九州全土を支配し、さらに大陸への進出と云う順序で物語が進められている。このことは大和が「六合の中心」であり「大八洲は皇孫が統べる」理念から当然の手順であらねばならない。しかし応神紀以後の書紀に記された数知れぬ大陸人の渡来と文化の招来記事を読むとき、大和が筑紫に殆ど何も求めていないことに驚かされ、当時大和が筑紫に求めたものは何かを探ってみたくもなる。つまりそれは大陸への基地であって、それ以前に九州全土の支配を確立することではなかつたらうと云うことになる。

大陸への道を求めるのであれば内海から玄海へと北九州の沿岸地帯に関

心がまず注がれ、九州内陸部や南九州への関心はつぎの段階となる。だから周防灘沿岸地方に九州で最も古い畿内型古墳が出現することに納得もいくことであるし、豊後や南九州におくれて5世紀代に畿内型古墳が出現することにもなろう。この見地にたつと、直入県の成立を5世紀よりはるかに古い時代と見ることは出来ないし、そう云う関係の中で大和物部がこの地に直入物部神を祀ったであろうことと推測される。その神に天皇が禱った話はさらにおくれた時代の話と云うことになろう。

(三)

わが国から大陸への道といえば、古来倭人伝に示された松浦—壱岐—対馬のルートがあげられるが、仮に耶馬台国の九州説を考えると、何時からこのルートを大和が利用しはじめたかが問題となってくる。しかし沖島祭祀遺跡の調査でこの遺跡から発見された黄金の龍頭、唐三彩の壺などの舶載品はととも九州土豪の奉納したものではなく、大和政権の関係したものであろうと云われる。しかもそう云う遺物の年代が四世紀ころからと推定されるから、この海域への大和の進出がそのころからであろうと云うことになる。それは周防灘沿岸に最も早く畿内型古墳が出現したのが四世紀代であることとも一致する。四世紀代にこの海域に大和勢力が及んだとすれば雄略紀の聞の物部が大和から移住するか、大和物部の傘下に組込まれたものと推定が成りたち、大和に随行しなかった物部別派と見なければならぬ理由もあるまい。今様の立場で赤間物部も大和から下って穴門に住みついた物部一族だろうと云えよう。

この地域が大和の支配下に入ったことを示す物語に仲哀紀があり、それについてはかつてこの紀要でも私見をのべたことがある。この物語で天皇を迎えた熊罴は岡県主の祖とあり、遠賀川河口近くにあつて遠賀平野の入口を扼し北九州沿岸に権勢をはった在地の有力な首長である。かれが天皇に献上した魚塩の地を書紀には

穴門より向津野大済に至るを東門と為し、名護屋大済を以て西門と為し、没利島、阿閉島を限りて御筥と為し、柴島を割きて御と為し、逆見海を以て塩地と為さん

と記している。この文章で御筥、御甌の意味がはっきりしないと云われる。しかし御筥も御甌も文字にとらわれず御筥は容器であり収蔵することで、それにおさめたものと外部のものとの境をつくるはたらきを持つものであるし、甌も同様のはたらきをもつ容器である。このはたらきから境界をつくることを意味することばとして使われ、殊に天皇に献上するので御筥とか御甌の文字が「境界として」の意に借用されたのではなかろうかと考えたい。「没利嶋、阿閉嶋を御筥とし」は海の北側の限界を示し、「柴嶋を限りて御甌とす」は西の限界を云うのであろうと解釈する。柴嶋は風土記の資波島に解釈されようが、この嶋を洞海湾内の島とするとこの文章が示す範囲からはみ出してしまふ恐れがある。従って柴嶋は藍島西北に南北に連る白島かとする筑前続風土記の説をとり、これを西の境界として、さきの北の界線とで囲む海域は今の北九州市北側の海域である。この海域が逆見海と云われ、この海域に入るための東口が向津野大済であり、西口が名護屋大済と云うのであろう。名護屋大済は今の若戸大橋附近と思われるが、向津野大済を関門海峡とみるとその東側と西側では随分の距りがある。穴門を伊都県主が天皇を迎えた引嶋と解釈すれば関門海峡西口と限定された地域が想定されるが、この海峡を渡るについての資料もないので解決が困難である。

この穴門を引嶋と考えるのは逆見の海の北限にされた藍嶋、没利嶋を結ぶ方向がほぼ引嶋の西口突出した岬の方向と一致するからで、この三地点を結ぶ線から北東側も海で下関の綾羅木、安岡、吉見の海岸に続いている。熊罥が逆見海を支配しこれを天皇に献上したとすると、この下関側の海は取り残されたことになるが、恐らくこの海域は熊罥の領海ではなかったためであろう。

綾羅木、安岡の海岸平地には梶栗浜や郷台など注目される縄文、弥生時代の遺跡が数多く分布し、また若宮古墳など五世紀代からの古墳も各所に築造されこの地域がその当時の一つの中心的な地域であったことをさしている。この地域の東方三軒ほどの長門一ノ宮には仲哀紀に記された住吉荒御魂神社があり、さらに山を距てて四軒の東海岸に豊浦宮址がある。神功后紀には皇后の外征に従った筒男三神が「我が荒魂を穴門の山田邑に祭らしめよ」と誨へ、穴門直の祖踐立が荒魂を祭る神主となって祠を穴門の山田邑に立てたと記されている。今の神社所在地は楠乃と云い山田の地名ではない。貞観年中山陰五国に新羅の賊心を調状するため、四天王を安置した四王寺が建ったが、その長門四王寺の遺址が残ると云われる四王寺山が神社の東北四軒ほどにそびえている。この山を越えた東北麓に山田の地名がある。昭和一四年下関市に合併した王司村と清末村の境界を流れる神田川の上流で、豊浦宮址からは六軒余の距りがある。こうみてくると単なる推測に過ぎないが、住吉荒御魂を祀った山田邑とはこの山田の地を云うのではなかろうか、神主となった踐立の裔と云う家系の社家も山田を姓とすると云われるが、偶然の一致とする訳にも行きそうにない。このことについては他日再考の機会を持ちたい。

処でこの踐立は穴門の直の祖とあり、相当の権威ある在地の首長と見て差支えなく、或は熊罴に対比される程の権力者であり、熊罴が献上した逆見の海に続く穴門の海域は踐立の領海であって、この附近の海陸の支配者であったと云えるのかも知れぬ。

書紀にはこの物語より前のこととして垂仁二年紀の一書に穴門国王伊都都比古の話のをせている。その話は日本に聖王があると聞いて販化しようと来日した都怒我阿羅斯等が、始め穴門にやって来た。かれを迎へた伊都都比古が「吾れこそ是の国の王なり。吾をおきて亦別の王あらじ、他処にな行きそ」と云ったが、都怒我阿羅斯等がつくづくその人柄を見るに王ではないと思ひ、その地を去り、浦伝いに越国の筍飯浦に着き帝都に入るこ

とが出来たと云うのである。

かれが来た穴門は、かれが引返して山陰から北陸海岸を進んだ話の内容から見ると北浦海岸であって関門を越えて内海に入ったとは思えない。北浦海岸が南部か萩周辺の北部かは明らかでないが、かれが逢った伊都都比古の名を巖津彦と解釈すれば、関門海峡を挟んでの内海、外海に権力をもった在地の首長であったに違いない。すると史料はないが踐立はその後継者の地位にあるものと云えるかも知れぬ。

さきの話で伊都都比古が国王と自称していることは、この地方がまだまだ地方国家として大和の支配をうけなかった状態を示している。書紀にはこれよりさき、先代の崇神紀十年に四道將軍の派遣の物語があり、中国地方について云えば吉備津彦を西道に、丹波道主命を丹波に派遣され、大和を中心にその支配が西にのびた第一段階を示している。吉備津彦の名から見れば、中国路は吉備地方まででその西には支配が及ばなかったと考えたい。その拡大された領域の支配者という意味で崇神天皇に御肇国天皇の称があるのではないか。さらに崇神紀六十年に出雲神宝をめぐる出雲振根とその弟飯入彦の争いがあり、出雲振根誅伐のため吉備津彦と武渟川別とが派遣される物語がある。出雲地方が大和の支配下に編入された事実を示す話ともとれる。そうすれば次の垂仁紀二年になお穴門に自立王伊都都比古がいたとしても納得のいくことで、ただ書紀の「国に二君なし」と云う立場からすると、王と認めないで都怒我阿羅斯等の退散となるが当然のことではある。

これらの話で推定される大和の中国路に対する段階的な支配の進展は、吉備地方に弥生墓地に続くとみられる最も古い型式の古墳の出現があり、安芸から周防、長門には北九州沿岸と同時代の一期おくれた畿内型古墳が出現すると云う考古学的説明からも裏付けられるといわれる。四世紀代には周防も長門も大和の支配下にあっただろうが、そう云う過程のなかで赤間物部もこの地方に在住することになったのではなかろうか。